

自白事件を簡易迅速に処理するための制度について（その2）

1 考えられる制度の概要

一定の自白事件について、捜査・公判段階を通じて簡易迅速な処理を可能とする制度を設ける。

【A案】被告人が公判廷で有罪を認めた場合には、証拠調べを行うことなく被告人を有罪とできることとする。

【B案】犯罪事実は証拠によって証明するが、手続を簡易迅速化する。

2 これまでの議論を踏まえた検討課題

(1) 公判段階の簡易迅速化を可能とする制度の枠組み（A案とB案の当否）

- 「何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」とする憲法38条3項との関係
- 被告人が有罪を認めただけで証拠調べを行うことなく有罪とすること（当事者処分主義）の当否

(2) 対象とする科刑の範囲とそのための手続の在り方

- 実刑相当事案における即日判決の困難性（その解決方策）
- 実刑相当事案における被告人側の制度活用の動機付けやメリットを与える方策
- 科することができる刑の範囲（科刑制限）
- 現行即決裁判手続を改正するか、それとは別の手続を設けるか

(3) 捜査段階の簡易迅速化を担保するための措置

ア 有罪陳述の撤回等の場合について、公訴取消後の再起訴の制限を緩和する。

- 公訴取消までに証拠が散逸するおそれ（その解決方策）
- 公訴取消後の再度の身柄拘束の在り方

イ 有罪陳述の撤回等を制限する。

- 要否や当否
- 制限の内容、要件・効果

(4) 対象とする事件、手続保障の在り方、上訴制限の在り方その他新たな制度の要件・手続・効果を定める上で留意すべき事項